

改正案	現行
<p>（開業登録の申請手続） 第四条（略）</p> <p>2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込み時から氏名に変更があった場合に限る。）</p> <p>四〇十（略）</p>	<p>（開業登録の申請手続） 第四条（略）</p> <p>2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書</p> <p>四〇十（略）</p>